平成17年(行ケ)第10081号(東京高裁平成16年(行ケ)第329号) 審決取消請求事件 (平成17年3月29日口頭弁論終結)

決 ベンキュージャパン株式会社

訴訟代理人弁護士 同 高橋隆二 櫻井彰人 高野昌俊

同 弁理士 高野昌俊 被 告 シャープ株式会社

訴訟代理人弁護士 永島孝明 同 山本光太郎 伊藤晴國 明石幸二郎

同 弁理士 中尾俊輔 同 伊藤高英 同 磯田志郎

土 原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

第 1 請求

特許庁が無効2003-35307号事件について平成16年6月21日に した審決を取り消す。

文

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

被告は、昭和57年12月29日に特許出願(以下「本件出願」という。)され、平成2年2月19日に出願公告され、平成4年5月19日に設定登録された、名称を「液晶表示装置の駆動方法」とする特許第1662613号発明(以下、その特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

原告は、平成15年7月25日、本件特許について無効審判の請求をした。 特許庁は、同請求を無効2003-35307号事件として審理し、平成16年6月21日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年7月1日、原告に送達された。

2 特許請求の範囲

(1) 本件特許の登録時の明細書(以下,図面と併せて「本件明細書」という。)の特許請求の範囲第1項の記載(以下,同項記載の発明を「本件発明」という。)

行電極と列電極の交点に形成されるマトリックス型表示絵素の各々に薄膜トランジスタを付加したマトリックス型液晶表示装置において、前記行電極に加えられる走査信号波形の、前記薄膜トランジスタが導通状態から非導通状態に変化するタイミングを、前記列電極に加えられるデータ信号波形の、前記各々の行電極に接続された表示絵素の表示内容に対応するデータから次のデータへ変化するタイミングに対して、少なくとも走査信号が行電極上を伝播する間に生ずる最大の遅れ時間だけ進めることを特徴とする液晶表示装置の駆動方法。

「下線部は、平成元年3月24日付け手続補正書〔以下「本件手続補正書」という。」による手続補正〔以下「本件補正」という。〕の補正箇所)

(2) 本件出願の願書に最初に添付した明細書(以下「当初明細書」という。) の特許請求の範囲第1項の記載

行電極と列電極の交点に形成されるマトリックス型表示絵素の各々に薄膜トランジスタを付加したマトリックス型液晶表示装置において、前記行電極に加えられる走査信号波形のトランジスタが導通状態から非導通状態に変化するタイミングを前記列電極に加えられるデータ信号波形の前記行電極に対応するデータから次のデータに変化するタイミングに対して最大 1 データ長進めることを特徴とする液晶表示装置の駆動方法。

3 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、①本件明細書の発明の詳細な説明には、当業者が容易にその発明を実施することができる程度に発明の目的、構成及び効果が記載されているということができないから、昭和60年法律第41号による改正前の特許法36条4項(以下、「特許法旧36条4項」という。)の規定を

満たしておらず、また、本件明細書の特許請求の範囲の記載は、極めて不明りょうであり、発明の構成に欠くことができない事項が記載されているとは認められないので、上記改正前の特許法36条5項(以下「特許法旧36条5項」という。)文言は、当初明細書の要旨を変更するものであって、平成5年法律第26号による本件項に該当しないから、本件発明は特許法29条2項に該当する、との請求人(原告)の主張に対し、(ア)本件特許が特許法旧36条4項及び同条5項に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたものでとはできない、(イ)本件補正は特許法旧41条に該当しないということはできない、(イ)本件補正は特許法旧41条に該当しないということはないから、本件出願が本件手続補正書の提出日にしたものとみなされることはないから、本件出願が本件手続補正書の提出日にしたものとみなされることはおきないから、本件出願が本件手続補正書の提出日にしたものとみなされることはあるよいから、本件発明が特許法29条2項の規定に該当するということはできない、ということはできない。本件発明が特許法29条2項の規定に該当するということはできないが本件手続補正書の提出日にしたものとみなされることによる改正前の特許法123条1項3号及び同条同項1号に該当するものではないとした。

第3 原告主張の審決取消事由

審決は、明細書の要旨変更に関する判断を誤り(取消事由 1)、また、本件明細書の記載不備に関する判断を誤った(取消事由 2)ものであり、その誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、違法として取り消されるべきである。

- 1 取消事由1 (明細書の要旨変更に関する判断の誤り)
- (1) 本件補正が当初明細書の要旨を変更したものではないとする審決の判断える。すなわち、本件明細書の特許講求の範囲には、「前記代態に変化である。すなわち、本件明細書の特許する通代態から非導通状態に変化である。する音に加えられるデータを信号波形の、前記列電極に加えられるデータが高速では、「前記代したであるでである。前記列電極に加えられるデータが高速では、前記列電極に対応であるが、一名では一個である。「少なくとも走査信号が行電極上を伝播する間に生ずる最大の遅れ時間があり、とる発見に生ずる最大の遅れ時間を「少なくとも走査信号が行電極とのである」との発表をである。「少なくとも走査に明明によける。」との発表をであり、当初明細書における。とも、「少なくとも走査ににデリ」との発見に生ずる最大の遅れ時間における表別に生ずる最大の遅れ時間における。とのである。「少なくとも、「の文言により、とる発間に生ずるよのである。」といるである。とのである。とのである。とのである。
- (2) 審決は,「出願当初の明細書(注,当初明細書)の特許請求の範囲には,『前記行電極に加えられる走査信号波形のトランジスタが導通状態から非導通状態に変化するタイミングを前記列電極に加えられるデータ信号波形の前記行電極に対応するデータから次のデータに変化するタイミングに対して』進める時間について,『最大1データ長進める』との記載がされている」(審決謄本10頁第2段落)と指摘した上,「『1データ長』が出願当初の明細書の発明の詳細なが第6図における『間隔H』を意味するものであることは明らから,出願当初の明細書の特許請求の範囲に記載された『最大1データ長進めである』という記載は,トランジスタが導通状態に変化するすると,一の明細書の明細書に引きる。との直接の記載がないとして、そう信号が行電あれる。といるくとも』との直接の記載がないとして、十二十二を伝播する間に生ずる『最大の遅れ時間  $\tau$ 1』に限られず,1データ長までさればそれ以上の時間進めることを可能であることが出願当初の明細書に記載した事項の記載した明明細書の明細書に記載した事項のなされる」(同頁第3段落)と認定し,本件補正は,当初明細書に記載した事項のものであり,特許法旧41条により,明細書の要旨を変更しないものと判断した。

しかしながら、当初明細書の特許請求の範囲に記載された「最大 1 データ 長進める」の技術的意味は、当初明細書の発明の詳細な説明に記載された進み時間 である「最大の遅れ時間  $\tau$  1」の範囲が最大 1 データ長であることをいうものであ って、進み時間が「最大の遅れ時間  $\tau$  1」を超えて設定されることを許容する趣旨 ではない。このことは、当初明細書の発明の詳細な説明中にそれを許容する旨の記 載がないこと、特許請求の範囲は発明の詳細な説明に記載された発明の構成に欠く ことができない事項のみが記載されるべきことからして、当然のことである。

審決が,当初明細書における「最大1データ長進める」との記載の意味 トランジスタが導通状態から非導通状態に変化するタイミングを第6図におけ る「間隔H」まで進めることであると理解したのは、発明の詳細な説明に記載され た発明の技術内容を誤認したものである。

(3) 「最大 1 データ長進める」を、トランジスタが導通状態から非導通状態に変化するタイミングを第6図における「間隔H」まで進めるという意味に解した審 決の理解が誤っていることは、当初明細書中に開示された発明を検討することによ り、明らかとなる。

当初明細書には、走査信号波形を進めることにより弊害が生じ すなわち, ることも指摘されている。特に、走査信号波形を進める必要のない走査信号波形の 印加端では、走査信号波形を進めることにより、充電時間が顕著に短縮されるという事態が生じ、印加端以外でもその場所に応じて充電時間の不足という問題が生じる。したがって、走査信号波形を進める場合、少なくとも当初明細書の開示の範囲内では、最大の遅れ時間以上に進めるメリットは何もないはずである。むしろ、走 査信号波形を1データ長まで進めた場合には、走査信号波形の印加端近くでは絵素 電極の充電時間が零となってしまい,充電時間不足という,当初明細書中において 指摘された弊害が最大値に達し、表示不良が確実に生じてしまう。

当初明細書において開示されている発明は、走査信号波形を このように. 丁度最大遅れ時間だけ進めること、すなわち、進み時間を最大の遅れ時間とすること(進み時間=最大の遅れ時間 $\tau$ 1)を特定した発明と解される。当初明細書の発 明の詳細な説明には、進み時間を最大の遅れ時間以上にした場合及び進み時間の上 限値に関する時間についての説明はなく、また、進み時間を最大の遅れ時間以上に した場合において、発明の効果を同様に奏することを説明する記載もない。審決 当初明細書の特許請求の範囲に記載された「最大1データ長進める」との記載 についての誤った技術解釈に基づいて、当初明細書に、進み時間を最大の遅れ時間

以上とすることが記載されているとの誤認したものである。
2 取消事由2 (明細書の記載不備に関する判断の誤り)
(1) 本件発明の技術的思想は、走査信号波形が行電極を伝わることにより歪んで、表示コントラストにむらが生じるという不具合を、走査信号波形の歪みを走査 信号波形の伝播遅延による不具合としてとらえ、走査信号波形を時間軸に沿って移動させることにより解決しようとするものであると解される。本件明細書(甲2) の第4図に基づく説明によれば、遅延した走査信号波形は歪のない矩形波パルスと なるという前提で、本件発明の原理及び動作が説明されていることが明らかであ る。しかし、実際には、遅延した走査信号波形はこのような歪のない信号にはならない。タイミングをτ1だけ進めて完全な矩形の走査信号波形を行電極の一端に印 加したとしても、該走査信号波形がその他端に達したときには、走査信号波形は第4図りに示すように歪んでいる。このように歪んだ走査信号波形が時間的に少し進 んだ状態で他端に達し、この歪んだ走査信号波形により薄膜トランジスタ(TF T) が駆動されるのである。

薄膜トランジスタのゲート電圧が歪を生じている走査信号波形として与え られた場合、薄膜トランジスタが走査信号波形に応答してオン状態からオフ状態にまで変化する際に、その導通状態は走査信号波形のレベル変化に応じて変化し、その変化状態は薄膜トランジスタ特有の連続的変化状態となる。すなわち、薄膜トラ ンジスタのスイッチ抵抗は、第4図bに示す歪んだ走査信号波形のレベルに応じて 変化する。したがって、本件発明で問題としている行電極上の抵抗及び容量により 走査信号波形のレベルが瞬時に高レベル状態から低レベル状態へ変化せずRICの 時定数に従って徐々に変化した場合、薄膜トランジスタが導通状態(オン状態)から非導通状態(オフ状態)に変化するタイミングがどの時点であるかということ を、あるレベルを境としたON/OFF動作的な発想で、遅延矩形波パルスという 擬制を用いて一義的に決定するなどということはできない。 審決は、本件明細書には走査信号波形の歪と「時間的な遅れ」との関係が

説明されていないとの原告の主張に対し、第4図b, c及びこれに対応する記載を もって足りると理解しているようであるが、第4図は、矩形パルスが歪を生じた場 この歪んだパルスは時間的に若干遅れを持ったパルスと考えることができると いうことを一般的に説明している模式図にすぎない。第4図の説明では、「時間的 な遅れ」の遅れ時間を波形歪から算出する方法や基準が記載されておらず、自明で もないから、走査信号波形の歪と「時間的な遅れ」の関係は明確ではない。

(2) 審決は、薄膜トランジスタに関して、「薄膜トランジスタはオン状態とオフ状態とを有するスイッチとして機能するものであり、この点は走査信号波形が歪を生じる場合でも、薄膜トランジスタの導通状態はそのゲートに印加される走査信号の波形とは別の非線形な関係で定まるのであり、行電極に加えられる走査信号波形の薄膜トランジスタが導通状態から非導通状態へ非線形に移行する時点に対応する走査信号波形のタイミングとして定まるのであり、走査信号波形が歪を生じた場合にこのタイミングとして定まるのであり、走査信号波形が歪を生じた場合にこのタグが明確ではなくなるというべき根拠は見出せない」(審決謄本9頁第2段落)と判断している。

ここで、審決は、薄膜トランジスタはオン状態とオフ状態とを有するスイッチとして機能するものであり、これは走査信号波形が歪を生じていても同様であると認定しているのであるが、薄膜トランジスタのスイッチ特性は、ゲート電圧に応じてソースードレイン間の抵抗値が連続的に変化し、かつ、オン状態であってもオフ抵抗はある程度大きな抵抗値となっており、オフ状態であってもオフ抵抗は無限大になるわけではなく、わずかに電流を流す状態となっている。したがって、薄膜トランジスタを液晶表示駆動のためのスイッチング素子として見た場合、走査信号波形が歪んでいる場合には、薄膜トランジスタが導通状態から非導通状態に移行するタイミングは、一義的に定まらない。

(3) 以上のとおり、本件明細書の記載からは、走査信号波形の歪と「時間的な遅れ」との関係が明らかではなく、走査信号波形の歪から「時間的な遅れ」の遅れ時間を算出する方法は記載されておらず、自明でもないから、「最大の遅れ時間だけ進める」際の「最大の遅れ時間 $\tau$ 1」がいかなる値であるかを特定することもできない。したがって、本件明細書の発明の詳細な説明は、当業者が容易にその発明の実施をすることができる程度に、本件発明の目的、構成及び効果を記載したものとはいえず、また、本件明細書の特許請求の範囲の記載は、極めて不明りょうであり、発明の構成に欠くことができない事項が記載されているともいえないから、特許法旧36条4項及び同条5項違反の記載不備を否定した審決の判断は誤りである。

## る。 第4 被告の反論

審決の認定判断に誤りはなく,原告主張の取消事由はいずれも理由がない。

取消事由1(明細書の要旨変更に関する判断の誤り)について

従来の液晶表示装置では、走査信号波形に歪が生じることに起因して走査信号波形の薄膜トランジスタを導通状態から非導通状態に変化するタイミングが最大の遅れ時間  $\tau$  1の間に位置するので、データ信号が次のデータに変化した後にも導通状態となっている薄膜トランジスタが存在するという不都合を生じる。これが、

本件発明の解決すべき問題点である「走査信号波形の遅れの影響」であり、「走査信号波形の遅れの影響」は、最大の遅れ時間  $\tau$  1 の間に発生するのである。そこで、本件発明は、歪が最大となる薄膜トランジスタにおいても次のデータの取ら込みによる表示不良をなくすために、走査信号波形のタイミングを進めたものである。すなわち、走査信号波形の薄膜トランジスタを導通状態から非導通状態に変イるタイミングが最大の遅れ時間  $\tau$  1 の間に位置しないように走査信号波形のタイミングを進めるものであるから、本件発明は、走査信号波形のタイミングを進めるものであるから、本件発明は、走査信号波形のタイミングを進めることがはいてはなく、最大の遅れ時間  $\tau$  1 に一致させるだけではなく、最大の遅れ時間  $\tau$  1 に一致させるだけではなく、最大の遅れ時間  $\tau$  1 に一致させるだけではなく、最大の遅れ時間  $\tau$  1 における「(走査信号波形の)トランジスタがオンから遅れるるタイミング(2)は、行電極の電極抵抗および容量から予想される最大の遅れ時間  $\tau$  1 だけ、データ波形のタイミング(1)に対して速めてある」(9頁第2段落、()内注記付加)という記載の「だけ」とは、本件発明の目的から、下限値を意味すると解することが技術的に妥当である。

グリーのとおり、当初明細書には、トランジスタがオンからオフへ移るタイミング(2)をデータ波形のタイミング(1)に対して最大の遅れ時間 τ 1以上進めることが開示されている。

そして、当初明細書(甲3-1)の特許請求の範囲第1項は、「・・・前記行電極に加えられる走査信号波形のトランジスタが導通状態から非導通状態に変化するタイミングを前記列電極に加えられるデータ信号波形の前記行電極に対応するデータから次のデータに変化するタイミングに対して<u>最大1データ長</u>進めることを特徴とする液晶表示装置の駆動方法」(下線付加)と記載しており、同明細書の第6図から明らかなように、「1データ長」(第6図のHの幅)は、最大の遅れ時間である $\tau$ 1よりも長いので、進行時間を「最大1データ長進める」ことによって「進行時間を最大遅れ時間以上とする発明」を開示していることが明らかである。したがって、本件補正が当初明細書の要旨を変更するものではないとした審決の判断に誤りはない。

2 取消事由 2 (明細書の記載不備に関する判断の誤り)について本件発明は、走査信号が行電極上を伝播する間に生じる走査信号波形の遅れの影響をなくすために、薄膜トランジスタが導通状態に変化で(2))で高信号波形のタイミング(本件明細書〔甲2〕の第6回における最大の遅れ時間だけ、列電極に加えられるデータに活動を表示は高いでは、大の遅れするでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでは、一夕がでおらでおらにでおらいでおらいる。本件明知者のアイミング(同図におけるタイミング(1))理想の知るにに対している。本件明知者のレベルからローのレベルのでおらが理想のように大査信号波形が正とは、からのでおりにでおらいるにでおいるにでおいるにでおいるにでおいるにである。このが生じを生する。とで対して、とながであるとは、一分がでは、一分がでは、一分がでは、一分がでは、一分がでは、一分がでは、一分がでは、一分がでは、一分がでは、一分がである。このには、一分がでは、一分ができる。このには、一分ができる。このに、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分ができる。このに対して、一分がでは対している。このに対している。このに対している。

(4 欄第 2 段落) と記載しているのである。 マトリックス型液晶表示装置において、薄膜トランジスタは、ゲート電極と接続された行電極に一定時間だけ薄膜トランジスタをオン状態とする走電号を力があることで、オン抵抗を通して列電極から液晶の静電容量に電荷を充電するオン状態と、液晶の静電容量に充電された電荷をそのまま保持するオフ状態品表示における薄膜トランジスタは、オン状態とオフ状態の二つの状態での使用をからにおける薄膜トランジスタは、オン状態とオフ状態の二つの状態での使用を対しておける薄膜トランジスタは、するタイミング」が二つの状態が関いた存在であるが導通状態から非導通状態に変化するタイミング」が二つの状態が関連とれた薄膜トランジスタが導通状態が多まされた薄膜トランジスタの特性から特定することができる。

一般的に、トランジスタが導通状態から非導通状態に変化するタイミングと して、「しきい値電圧」(スレッショルド電圧)が使用されている。昭和51年1 1月30日産報発行の「《電子科学シリーズ》71 CMOSの応用技法」(乙1)には、「ドレイン電流 I pが流れはじめるゲート電圧 V g を MOS - F E T のしきい値電圧(Threshold Voltage;略して V t n、あるいは V  $\tau$ )と定義していますが、実際に I pが流れはじめる V g を 求めること\*は面倒なため、微小な I p の値(たとえば 1  $\mu$  A とか 1 0  $\mu$  A とか)を決めて、その I p 値になる V g を - 般に V t n と しています」(13頁6~18行目)と記載されており、この記載から明らかなように、T F T (薄膜トランジスタと同義)等の MOS - F E T において、ドレイ・電流が流れ始めるゲート電圧を称して - 般に「しきい値電圧」(スレッショルドる電流が流れ始めるゲート電圧を称して - 般に「I p - V g 特性を - プロットし、その直線を基長して I p - O となる電圧を V t n と することが多々あります」(14頁注)と、るように、しきい値電圧は、一般に - I D - V g 特性を - プロット(グラフ化)し、電上の算定方法が液晶表示装置のアモルファスシリコン T F T において - 般に用いることは、1982年7月4日付けの「Large-Scale LCDs Addressed by a - S i TFT Array」と題する論文(乙2)の記述がおもいにある。

原告の主張は、結局、走査信号波形が歪を生じている場合には薄膜トランジスタはオン状態とオフ状態とを有するスイッチとして機能しないという主張に帰着すると考えられるが、技術的に全く失当である。走査信号波形が歪を生じていても、ゲート電圧に応じてソースードレイン間の抵抗値が緩慢に変化するだけで、薄膜トランジスタはオン状態又はオフ状態のいずれかの状態となる。薄膜トランジスタがオン状態においてオン抵抗を有し、オフ状態においてわずかに電流を流すことは、従来から変わるものではなく、走査信号波形の歪の有無にかかわらず同じなのである。

以上のとおり、本件明細書には原告主張の記載不備はないとした審決の判断 に誤りはない。

第5 当裁判所の判断

1 取消事由1 (明細書の要旨変更に関する判断の誤り) について

(1) 原告は、審決は、本件補正が当初明細書の要旨を変更するものであること看過した誤りがあると主張するので、当初明細書を検討すると、その特許請求の範囲に上記第2の2(2)のとおり記載されているほか、以下のア〜エの各記載が認められる(引用は、本件出願に係る公開特許公報〔甲3-2〕による。)。なお、本件補正は、特許請求の範囲の記載に関するもので、本件補正の前後を通じ、発明の詳細な説明の欄の記載及び図面に変更はない。

「まずデータ波形に対して走査波形が遅れている場合、即ち第5図 (b) (c) の組み合わせを考える。第i行一第j列の絵素ではトランジスタがオン状態になるとまず+Vまで充電が行なわれる。しかしトランジスタがオン状態の時にデータ波形が+Vからゼロボルトに変化するために放電が起こり、トランジス タがオフ状態に変化した時に保持している電圧は第5図(e)に示す如く+Vより 小さくなってしまう。このような電圧降下は、遅れの程度が大きい程即ちその点か ら入力端を見た場合の電極抵抗および容量が大きい点程大きくなる。また第(i+ 1) 行もオンとなるような表示内容では電圧降下は生じない。第(i-1) 行-第 j 列の絵素についても同様に本来ゼロボルトに充電されるべきものが第5図 (f) のようにある電圧+ V2に充電され、オフになるべき絵素に電圧がかかるようになる。前述のように、電極抵抗及び容量により走査波形のタイミングが遅れると、表 示内容によって絵素に加わる電圧が変化し、その変化の大きさは場所によって異な るため、表示コントラストにむらが生じる結果となる。次にデータ波形が走査波形 に対して遅れている場合、即ち第5図の(a)及び(d)の波形の組み合わせを考 える。この場合、第:行一第;列の絵素ではトランジスタがオンになった時に、 ず第(i-1)行のデータであるゼロボルトへ向けて充電が行われた後に本来のデ ータである+Vに充電される。この時、トランジスタを通しての充電が速やかに行われるような駆動条件ならば第5図(g)のようにトランジスタがオフ状態に変わ る時には常に+Vまで充電されるため問題はない。しかし、走査期間Hに比べて充 電のスピードがあまり速くない場合には本来第5図(h)のように+Vまで充電さ れるものが第5図(i)のように途中のレベル+Vзまでしか充電されず, コントラス トのむらを生じる。」(2頁右下欄最終段落~3頁右上欄第1段落)

イ 「<発明の目的> 本発明は、マトリックス型液晶表示装置の従来の駆動方法における上記問題点に鑑みてなされたものであり、行電極および列電極の電

極抵抗及び容量により駆動信号波形に歪が生じた場合でも良好な表示コントラストを得ることのできる新規有用な液晶表示装置の駆動方法を提供することを目的とするものである。」(3頁右上欄第2段落~左下欄第1段落)

エ 「〈発明の効果〉 以上の如く本発明は、行または列電極の電極抵抗および容量とによって発生する信号波形の歪の影響を無くすことができる有効な駆動方法であり、大容量XYマトリックス型液晶表示装置を駆動する上で極めて有益である。」(4頁右上欄第2段落)

(2) ところで、特許法旧41条は、明細書の要旨変更に関し、「出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更する補正は、明細書の要旨を変更しないものとみなす」と規定している。本件補正は、出願公告をすべき決定の謄本の送達前にした補正である。

を決定の (注) である。 そこで、本件補正において追加された「少なくとも・・・最大の遅れ時間 だけ」進めるとの事項が当初明細書に記載した事項の範囲内のものであるかについ で当初明細書を検討すると、当初明細書に開示された発明は、①「行電極およつ」 電極の電極抵抗及び容量により駆動信号波形に歪が生じた場合でも良好な表示と」 を目的とすること(上記(1)イ)、②その基本原理は、「データ波形の切り替えのタイミングを予じめずらせて」おくことによって、 であること(上記(1)イ)、②その基本原理は、「データ波形の切り替えのタイミングに対して、走査波形のタイミングを予じめずらせて」おくことによって、 であるタイミング(2)は、行電極の電極抵抗および容量から予想される最大の遅れ時間であるタイミング(2)は、行電極の電極抵抗および容量がある。 であること(同ウ)、また、③「行または列電極の電極抵抗および容量とに大いである。 発生する信号波形の歪の影響を無くすことができる有効な駆動方法であり、大容量 メイマトリックス型液晶表示装置を駆動する上で極めて有益である」という効果を 奏する(同エ)ものであることが認められる。

きくなければならないことは、当初明細書中の発明の目的、構成及び効果の説明に接した当業者が格別の思考を要することなく容易に理解し得る自明な事項というべきである。

そうすると、当初明細書には、走査波形の切り替えのタイミングをあらか じめデータ波形の切り替えのタイミングに対してずらしておく場合の進み時間を 「少なくとも最大の遅れ時間」とすることが開示されているということができる。

- (3) これに対し、原告は、審決が、「出願当初の明細書(注、当初明細書)に『少なくとも』との直接の記載がないとしても、走査信号が行電極上を伝播する間に生ずる『最大の遅れ時間  $\tau$  1』に限られず、1データ長までであればそれ以上の時間進めることも可能であることが出願当初の明細書に記載されているということができる」(審決謄本10頁第3段落)と判断したことに対し、審決の上記判断の誤った解釈に基づいてされたものであり、同記載は、進み時間である最大の遅れ時間  $\tau$  1の範囲が最大 1 データ長であることをいうものであって、進み時間を最大の遅れ時間  $\tau$  1以上とすることを許容する趣旨でないと主張する。しかしなが前の遅れ時間  $\tau$  1以上とすることを許容する趣旨でないと主張する。しかしなが補本の遅れ時間  $\tau$  1以上とすることを許容する地旨であるかどうかの判断は、その補末の遅れ時間である。しかしなが補正が当初明細書の発明の詳細な説明及び図面を検討するとき、進み時間を「少なくとも最大の遅れ時間の詳細な説明及び図面を検討するとき、進み時間を「少なくとも最大の遅れ時間の詳細な説明及び図面を検討するとき、進み時間を「少なくとも最大の遅れ時間とする」ことが当初明細書に開示されていると認められることは、上記(2)判示のとおりである。
- 原告は、また、当初明細書には、走査信号波形を進ませることによりり、 当初明細書には、走査信号波形を進ませることによりり、 主を信号波形を進ませることによりり、 主を信号波形を進ませることによりり、 また、 当初明細書の開示は、進み時間を、 であるら、 当初明細書の開示は、進み時間を、 であるら、 と (進み時間=最大の遅れ時間  $\tau$  1) にとどまるものである旨と (進み時間=最大の遅れ時間では、「〈発明の基本原理〉として、本件発明の駆動方法の特徴が説明され、進みりでは、行って変して、本件発明の駆動方法の特徴が説明され、がるタイミング(2)は、行するをである」(上記(1)ウ)と記載されていること、また、これに対グ(1)に対して速めてある」(上記(1)ウ)と記載されていること、また、これに対グ(1)に対して変け、 また、これに対力に移るタイミング(2)との差は  $\tau$  1 だけ、 すなわち、タががら、しるであるタイミング(1)に対して  $\tau$  1 だけ、 がら、ないること、ががら、して、 原告理ないるにより、 ないるにより、 原告理ないる。 第6図に示された例における進み時間で、 は、 原告理ない、 まではなく、 意味である。 第6図に示された例における進み時間ではないまではなく、 第6図に示された例における進み時間でしたものと解すである場合を例にとって説明したものと解されるから、上記のように解することは、 本件発明の基本原理を、 進み時間が限値である場合を例にとって説明したものと解されるから、上記のように解するものではない。
- (4) 以上のとおり、本件補正において追加された「少なくとも・・・最大の遅れ時間だけ」進めるとの事項は、当初明細書に記載した事項の範囲内のものと認められるから、本件補正は、当初明細書の要旨を変更するものとはいえず、これと同旨の審決の判断に誤りはない。したがって、原告の取消事由1の主張は理由がない。
  - 2 取消事由2 (明細書の記載不備に関する判断の誤り) について
- (1) 原告は、本件明細書の記載からは、走査信号波形の歪と「時間的な遅れ」との関係が明らかではなく、走査信号波形の歪から「時間的な遅れ」の遅れ時間を算出する方法が記載されておらず、自明でもないから、「最大の遅れ時間だけ進める」際の「最大の遅れ時間 $\tau$ 1」がいかなる値であるかを特定することもできないとし、本件明細書の発明の詳細な説明は、当業者が容易にその発明の実施をすることができる程度に、本件発明の目的、構成及び効果を記載したものとはいえず、また、本件明細書の特許請求の範囲の記載は、極めて不明りょうであり、発明の構成に欠くことができない事項が記載されているともいえないと主張する。
- (2) そこで、検討すると、本件明細書(甲2)の特許請求の範囲の記載は、上記第2の2(1)のとおりであり、発明の詳細な説明欄には、本件発明の目的、構成、効果について、当初明細書と同一の説明(上記1(1)ア〜エ参照)があるほか、走査

信号波形の歪に関し、第4図を参照して、「以上のように行電極13列電極14が無視できない大きさの電極抵抗を持つと、電極に接続された負荷容量24や浮遊容量との作用により、加えられた電圧波形に歪が生じる。例えば第4図aのような波形信号が電極に加えられた場合、電極抵抗および容量により第4図bのように歪が生じ、その波形は第4図cのように、本来の波形信号aが時間的に若干遅れを生じたとみなすことができる」(4欄第2段落)との記載がある。

そして、第4図及びその説明を検討すると、①第4図aのような矩形波信号が走査信号として電極に印加された場合、電極抵抗及び容量により、第4図bり、第4図bり、第4図bり、第4図bり、第4図bり、第4回とびること、②走査信号波形に歪が生じること、②走査信号波形に歪が生じて下、この時間を便宜「ゲート電圧値×」ということがある。)第4図bのように走査に固定の値であって、それ自体は変わることがないから、第4図bのように走査のを同じた場合、この薄膜トランジスタは、金に場合の電圧が電圧をであるとがでした場合、この薄膜トランジスタは、金に場合に比が電圧が電圧が電圧がない場合におが電圧が電圧ができ、その時間遅れてオン状態になり、電圧が表での時間遅れてオン状態になり、電圧を変しまでの時間遅れてオン状態になり、までの時間遅れてオン状態になり、までの時間遅れてオン状態になること、③上記②の現象は、走査信号波形にごがある場合におけるようとができ、それを第4図cが表しているのと等価とみなすことができ、それを第4図cが表しているのと等価とみなすことが理解される。

そうすると、走査信号波形に歪が生じた場合の走査信号波形の「遅れ時間」は、薄膜トランジスタがオン状態からオフ状態へと変化するゲート電圧のレベルであるゲート電圧値×と、走査信号波形の歪とから求めることが可能であり、この「遅れ時間」を行電極の終端の薄膜トランジスタについて求め、これに基づき、走査信号波形を「少なくとも最大の遅れ時間」あらかじめ進めておくことも、当業者であればおりにし得ることというできてある。

したがって、本件明細書の発明の詳細な説明には、当業者が容易に実施をすることができる程度に、発明の目的、構成及び効果が記載されているということができ、また、本件明細書の特許請求の範囲に原告主張のような記載不備があるとはいえない。

(3) 原告は、薄膜トランジスタのスイッチ特性は、ゲート電圧に応じてソースードレイン間の抵抗値が連続的に変化し、かつ、オン状態であってもオン抵抗はある程度大きな抵抗値となっており、オフ状態であってもオフ抵抗は無限大になるけではなく、わずかに電流を流す状態となっているから、走査信号波形が歪んでいる場合には、薄膜トランジスタがオン状態からオフ状態に移行する場合でも、薄膜トランジスタがオン状態が多れる走査信号の波形とは別の非線形に定まるのであり、行電極に加えられる走査信号の渡膜トランジスタの導通状態はそのゲートに印加される走査信号の波形とは別の非線形に変化するするは、スイッチとしての薄膜トランジスタが導通状態から非導通状態へ非線形に移行する時点に対応する走査信号波形が導入タが導通状態から非導通状態へ非線形に移行する時点に対応する走査にこのタグが明確ではなくなるというべき根拠は見出せない」(審決謄本9頁第2段落)が明確ではなくなるというべき根拠は見出せない」(審決謄本9頁第2段落)

しかしながら、薄膜トランジスタが、一般に、導通状態(オン状態)と非

導通状態(オフ状態)とを有するスイッチとしても機能することは、薄膜トランジスタを用いたマトリックス型液晶表示装置の動作からみて明らかであり、この点については、審決が「従来から薄膜トランジスタが液晶表示装置のスイッチング手段として用いられているように、薄膜トランジスタには実質的に非導通状態(オフ状態)といえる状態が存在する」(審決謄本9頁第4段落)、「薄膜トランジスタはオン状態とオフ状態とを有するスイッチとして機能するものであり、この点は走査信号波形が歪を生じる場合といえども同様である」(同頁第2段落)と述べているとおりであると認められる。

そして、「走査信号波形の薄膜トランジスタが導通状態から非導通状態に変化するタイミング」は、薄膜トランジスタが導通状態(オン状態)から非導通状態(オフ状態)へと変化するゲート電圧値であるゲート電圧値X(その値は、具体的な液晶表示装置に設けた薄膜トランジスタの特性から求められる。)を走査信号波形が横切る時点としてとらえられるものであり、このことは、走査信号波形に歪みを生じている場合であっても変わりはない。したがって、走査信号波形に歪みを生じている場合でも、走査信号波形の薄膜トランジスタが導通状態から非導通状態に変化するタイミングを特定することはできるというべきであり、上記のタイミングが一義的に定まらないとの前提の下に本件明細書の記載不備をいう原告の主張は、採用できない。

(4) 以上のとおり、原告の取消事由2の主張は理由がない。

3 以上のとおり、原告主張の審決取消事由はいずれも理由がなく、他に審決を取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決 する。

## 知的財産高等裁判所第2部

裁判長裁判官 篠原勝美

裁判官 岡本岳

裁判官古城春実は退官につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 篠原勝美